

平成21年度 第13回人事委員会会議結果

1 開催日時

平成21年9月10日（木）午前10時01分～午後4時46分
（正午から午後1時00分までの1時間中断）

2 開催場所

人事委員会委員室（県庁第二庁舎7階）

3 出席者

【人事委員】

委員長	曾我紀厚
委員	高橋敬一
委員	佐蔵絢子

【事務局職員】

事務局長	西山秀雄	次長	加賀田啓
任用課長	西尾孝之	給与課長	稲田将
副主幹	懸樋順一	副主幹	松本秀樹
副主幹	川口豊長		

【傍聴者】 1名

4 議題

議案第1号 選考により採用することができる職に係る承認について

報告第1号 教職員の懲戒処分について

協議等事項

- 1) 平成21年9月17日鉄永議員代表質問に対する答弁について
- 2) 全人連任用部会研究報告書原案について
- 3) 平成21年 職員の給与等に関する報告・勧告等の検討課題について
- 4) 労働安全衛生法に基づく農村総合研究所林業試験場への立入調査結果概要について

5 会議の公開・非公開

報告第1号及び協議等事項を非公開とした。

6 議事

(1) 議案第1号

選考により採用することができる職に係る承認について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

職員の任用に関する規則第19条第2項の規定に基づく選考職の承認について、下記のとおり申請があり、審査したところ適当と認められるため、申請のとおり承認しようとするも

の。

任命権者	申請日・番号	職種	採用予定者数
知事	平成21年9月3日 第200900091037号	講師(看護職員)	2名程度
		船舶乗組員(機関士)	1名程度
病院事業管理者	平成21年9月8日 第200900093873号	診療放射線技師	1名程度

ア 講師(看護職員)

(1) 申請のあった職、採用予定者数

講師(看護職員) 2名

(2) 採用予定日

平成22年4月1日

(3) 申請理由

専任職員としての資格を有する職員が不足しており、病院看護師との人事交流にも限界があり、採用者の確保が必要である。

(4) 選定方法

知事部局において採用試験を実施

試験内容

【第1次試験】

- ・教養試験：公務員として必要な一般的な知識及び知能についての筆記試験
(短大卒業程度、多肢選択式40問)
- ・専門試験：専門的知識についての筆記試験
(心理学、教育学、看護教育学、看護研究、保健医療福祉論)
(記述式3問)
- ・適性検査：職務遂行に関する適性についての検査

【第2次試験】

- ・作文試験：公務員として必要な識見、思考力、表現力などの能力についての筆記試験
(1問)
- ・面接試験：人物及び専門的知識についての口述試験

受験資格

- ・昭和34年4月2日以降に生まれた者(平成22年4月1日時点で満50歳以下の者)
- ・看護師免許を有する者で、次の①又は②に該当する者
 - ① 保健師、助産師又は看護師として5年以上業務に従事した者で、専任教員として必要な研修を修了した者(修了見込を含む。)又は看護師の教育に関しこれと同等以上の学識経験を有すると認められる者
 - ② 保健師、助産師又は看護師として3年以上業務に従事した者で、大学において教育に関する科目を4単位以上履修して卒業した者(卒業見込みを含む。)

(5) 人事委員会の判断

上記の職は、「常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの」として整理されている職であり、また選定方法も適当であると判断する。

イ 船舶乗組員(機関士)

(1) 申請のあった職

船舶乗組員(機関士) 1名

(2) 採用予定日

平成22年4月1日

(3) 申請理由

今年度中に退職が予想されることから、平成22年4月時点で欠員を生じさせないよう、採用者の確保が必要である。

(4) 選定方法

知事部局において採用試験を実施

試験内容

【第1次試験】

- ・教養試験：公務員として必要な一般的な知識及び知能についての筆記試験
(高校卒業程度、多肢選択式40問)
- ・専門試験：専門的知識についての筆記試験
(機関に関する科目)
(多肢選択式40問及び記述式3問)
- ・適性検査：職務遂行に関する適性についての検査

【第2次試験】

- ・作文試験：公務員として必要な識見、思考力、表現力などの能力についての筆記試験
(1問)
- ・面接試験：人物及び専門的知識についての口述試験

受験資格

- ・昭和44年4月2日以降に生まれた者(平成22年4月1日時点で満40歳以下の者)
- ・船舶職員及び小型船舶操縦者法第4条に規定する1級から5級までのいずれかの海技士(機関)の免許を有する者(取得見込みを含む。)

(5) 人事委員会の判断

上記の職は、「常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの」として整理されている職であり、また選定方法も適当であると判断する。

ウ 診療放射線技師

(1) 申請のあった職

診療放射線技師 1名

(2) 採用予定日

平成22年4月1日

(3) 申請理由

今年度中に退職が予想されることから、平成22年4月時点で欠員を生じさせないよう、採用者の確保が必要である。

(4) 選定方法

病院局において採用試験を実施

試験内容

- ・論文試験(公務員として必要な識見、思考力等及び専門的知識についての記述式試験)
- ・面接試験

受験資格

- ・昭和25年4月2日以降生まれの者(平成22年4月1日時点で満59歳以下の者)
- ・診療放射線技師免許を有する者(平成22年4月30日までに取得する見込みの者を含む。)

(5) 人事委員会の判断

上記の職は、「常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要す

るもの」として整理されている職であり、また選定方法も適当であると判断する。

(2) 報告第1号

教職員の処分について、事務局が説明した。

(3) 協議等事項

- ① 平成21年9月17日鉄永議員代表質問に対する答弁について、事務局が説明し、協議した。
- ② 全人連任用部会研究報告書原案について、事務局が説明し、協議した。
- ③ 平成21年 職員の給与等に関する報告・勧告等の検討課題について、事務局が説明し、協議した。
- ④ 労働安全衛生法に基づく農村総合研究所林業試験場への立入調査結果概要について、事務局が説明し、協議した。

7 次回の人事委員会の開催

平成21年9月17日(木)午後3時00分から開催することとした。